

## くさつ温泉感謝券・くさつ温泉デジタル感謝券 加盟店ガイドライン

草津町役場 愛町部 観光課

くさつ温泉感謝券/くさつ温泉デジタル感謝券は、ふるさと納税制度におけるお礼の品であり、加盟店の提供する品やサービスについてはふるさと納税の「地場産品」基準に適合する必要があります。

そのため「地場産品」基準に適合しない品やサービスのみを取り扱う事業者は加盟店となることはできません。それら基準については、本ガイドラインにて定義した内容を遵守していただく必要があります。

総務省告示第百七十九号（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件） 第五条に記載のある地場産品基準を参考とする。（以下抜粋）

**【地場産品基準】** ※以下のいずれかに該当すること。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程（イ及び第五号において「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ること
  - イ 当該地方団体の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明（ロにおいて「証明」という。）が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの
  - ロ 当該地方団体が第一号寄附金の受領に伴い本号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該第一号寄附金の募集を開始する日までに、当該地方団体によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴う

ものを含む。以下同じ。)の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること

七の二 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること

七の三 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。)

七の四 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること  
八 次のいずれかに該当する返礼品等であること

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること

## 【くさつ温泉感謝券・くさつ温泉デジタル感謝券加盟店基準】

以下は、くさつ温泉感謝券・くさつ温泉デジタル感謝券加盟店の基準として遵守していただけますようお願いいたします。

仮に地場産品基準に適合しないものと交換されていることが判明した場合には、指定の取消しの対象となり得ることから、併せて遵守していただけますようお願いいたします。

- 1、店舗の商品構成が地場産品以外の物が過半数を占め、運用により地場産品のみを対象とすることが難しいと予想される店舗については、加盟店としない。  
※ただし、運用により地場産品のみを利用対象とすることが可能な場合は、加盟店とするとは可能です。
- 2、区域内において提供される役務以外に、併設された売店において区域外で製造された飲料等を購入する際の支払いに使用可能な施設は加盟店としない。  
※ただし、運用により役務のみを利用対象とすることが可能な場合は、加盟店とするとは可能です。
- 3、全国チェーン等、群馬県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものは加盟店としない。ただし、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないものは地場産品基準として認められることから、運用により五万円以下の役務のみを利用対象とすることが可能な場合は、加盟店とするとは可能です。
- 4、区域内で提供する役務であっても、全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄な店舗は加盟店としない。  
例) ・区域内にある全国的に展開している飲食店における飲食  
・区域内にある全国的に展開している美容施設での施術  
・区域内を訪れず利用することができる宅配クリーニング
- 5、処方箋薬局など税法が関係する商品を扱う店舗については、加盟店としない。

上記ガイドラインに違反するとみられる加盟店がみられた場合、状況を確認させていただきま  
す。また、その確認において、明らかに違反と思われる場合、是正いただく対応をお願いさせ  
ていただきます。是正いただくことができない場合、感謝券の利用を停止するなどの処置をとら  
せていただきますので、ご了承ください。

2022年12月1日 制定

2024年7月11日 改定

2026年2月27日 改定